

(参考)

次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定について

■認定と認定取得による効果について

次世代法に基づき、事業主は労働者が仕事と子育てを両立させることができるよう雇用環境を整備し、次世代育成支援対策を実施するための「一般事業主行動計画(行動計画)」を策定し、101人以上の企業は一般への公表、従業員への周知を行い、都道府県労働局長に届け出ることとされています(100人以下企業は努力義務)。

事業主は、策定した「行動計画」に定めた目標を達成するなど、一定の基準(※基準適合一般事業主認定基準)を満たした場合は、申請することにより都道府県労働局長の認定(くるみん認定)を受けることができます。

認定を受けると、子育てサポート企業として、認定マーク(愛称:くるみん)を自社の商品、広告、求人広告などに表示し、子育てサポート企業であることを対外的にアピールすることができます。

その結果、企業イメージの向上、従業員のモラルアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な従業員の採用・定着が期待できます。



基準適合一般事業主認定基準

- 1 適切な行動計画を策定したこと。 2 計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 3 計画に定めた目標を達成したこと。
- 4 行動計画について、公表及び従業員への周知を適切に行っていること。
- 5 計画期間内に次の①又は②を満たし、厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」でその内容を公表していること。
 - ① 男性の育児休業等取得率10%以上
 - ② 男性の育児休業等取得者及び企業独自の育児を目的とした休暇制度の利用者20%以上
- 6 計画期間に女性の育児休業等取得率75%以上であり、厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」でその内容を公表していること。
- 7 3歳から小学校に入学するまでの子を育てる労働者を対象に短時間勤務制度などの制度を講じていること。
- 8 労働時間数について、①法定時間外労働・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること、かつ②月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
- 9 次のいずれかについて、成果に関する具体的な目標を定め実施していること。
 - ① 所定外労働削減
 - ② 年次有給休暇の取得の促進
 - ③ 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備
- 10 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

へキサコア株式会社

認定回数：1回目

事業内容：電気機械器具製造業

労働者数：136人（男性93人、女性43人）

所在地：宮城県名取市愛島台7-101-5



社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるよう、育児・介護休業諸制度の周知による社員の休業取得・制度利用の促進を図り、所定外労働時間の削減を進めた。

●計画期間 2019(平成31)年4月1日～2023(令和5)年3月31日

●計画期間において育児休業等をした労働者数

男性労働者5名(取得率83%) 女性労働者4名(取得率200%)

●行動計画の目標達成状況

【目標1】 育児休業・介護休業、および、子の看護休暇・介護休暇の制度について取得促進のため制度の周知や情報提供を行う。

・2021年9月10日 子の看護休暇・介護休暇についてパンフレットを新たに作成し、全社員に配布し、制度内容を周知した。

・2021年12月13日 既存の育児・介護休業法パンフレットを改定し、全社員に配布、法制度について再周知を行った。

【目標2】 2023年3月までに、従業員全員の所定外労働時間を2018年度に比較し、1人当たり1割削減する。

・毎月、各部門の所定外労働時間実績をグラフ・表にし、社内掲示板で全社員に周知した。2018年度(当期行動計画開始前年度)の実績値12.24H/月から、2022年度(当期行動計画最終年度)の実績値9.59H/月と、およそ2割削減できた。